

梅ヶ枝中央会計

資金面での手続(融資・保証・ファンド)

Q 資金面の諸手続について、以下のケースを教えてください。
 【ケース 1】 金融機関からの融資でまずどう対応すべきですか？
 【ケース 2】 ファンドからの出資でまずどう対応すべきですか？

A 以下の点に留意が必要です。
 【ケース 1】 一般に、創業関係の場合、政府系金融機関の活用・保証制度の活用が望まれます。
 【ケース 2】 ファンドでは、政府系が出資しているファンドの検討が望まれます。

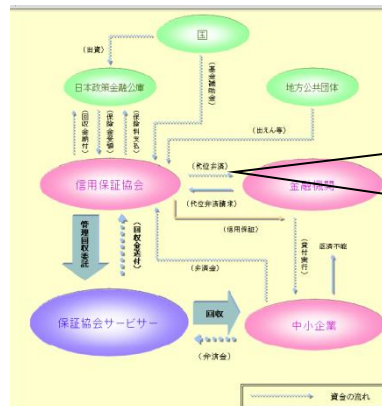
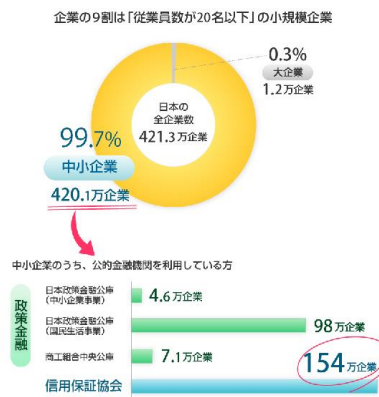
【政府系の金融機関等】

「平成 25 年度版〈第 2 版〉中小企業施策利用ガイドブック」より

区分	例
政府系金融機関等	全国信用保証協会連合会 (株)日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業) (株)商工組合中央金庫
地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)各都道府県担当	ファンド名称:きょうと元気な地域づくり応援ファンド ファンド運営管理者:(公財)京都産業 21
農商工連携型地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)ファンド運営管理者	ファンド名称:きょうと農商工連携応援ファンド ファンド運営管理者:(公財)京都産業 21

【信用保証協会】

・1953 年(昭和 28)施行の信用保証協会法に基づき中小企業の円滑な資金調達のために設立された公的機関。中小企業の潜在的信用力を発掘し、中小企業と金融機関を結び付ける仲介者の役割を果たし、2008 年(平成 20)現在で全国に 52 の協会がある。→「保証付融資」と「プロパー融資」



(一般社団法人全国信用保証協会連合会、保証協会債権回収(株)HP より)

【ベンチャー向け融資】

「平成 25 年度版〈第 2 版〉中小企業施策利用ガイドブック」より、以下の制度があります(抜粋)。

項目	制度	備考
創業資金を借り入れたい	新規開業資金 新創業融資制度等	日本政策金融公庫(国民生活事業)
新規性を有する技術やノウハウを活かし、グローバル展開を目指した事業を行うための融資を受けたい	新事業育成資金(グローバル展開志向創業支援関連)	日本政策金融公庫(中小企業事業)
女性、若者、シニア向けの創業資金を借り入れたい	女性、若者/シニア起業家資金	日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)

その他、社債発行、新株予約権付融資等の制度があります。

【中小企業基盤機構のファンド出資事業】

平成 22 年に再編(地域応援ファンドは廃止)。他、農商工連携関係のファンド動向も有(農林水産省・経済産業省)

● 中小機構が出資するファンドの主な要件

	起業支援ファンド	中小企業成長支援ファンド	中小企業再生ファンド
主な投資対象	設立5年未満のベンチャー企業(中小企業)	新事業展開・事業再編等にチャレンジする中小企業	再生に取り組む中小企業
投資対象への投資比率	投資総額の35%~70%以上 (中小機構の出資比率×1.4倍又は35%のいずれか高い割合)		投資総額の70%以上
ファンド形態	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく組合		
ファンド運営者(無限責任組員)	投資会社 (ベンチャーキャピタル等)		
投資先への支援	無限責任組員による経営支援 中小機構の各種支援		中小企業再生支援協議会との連携(再生計画策定支援等)
中小機構の出資限度額	ファンド総額の1/2以内※		
ファンド運営期間	12年以内 (3年以内の延長可)	10年以内 (3年以内の延長可)	
払込方法	原則として分割払い (出資約束金額が10億円以下の場合に限り一括払いも可)		
その他	中小機構は投資委員会等へのオブザーバー参加権を取得		

※但し、地方公共団体等が出資を行う場合は合算して1/2以内とする

(中小機構 HP より)